

[別紙1]

鳥取県養鶏衛生管理強化事業費補助金の 事務手続きについて

1. 交付申請提出 (8月30日まで)

○交付申請は、「とっとり電子申請サービス」により送信、もしくは下記提出先にメール送信、郵送又は持参してください。

2. 交付決定通知到着 (交付申請から原則20日以内)

* 交付申請の取下げは、交付決定通知を受けた日から20日以内に限り行うことができます。

3. 事業開始

※この補助金においては、着手届の提出は必要ありません。

【事業を変更・中止・廃止したい場合】

事業を変更・中止・廃止する場合には県の承認が必要です。

変更・中止・廃止申請書を下記提出先まで郵送又は持参してください。

4. 事業完了

※事業の完了とは補助対象経費の支払いがすべて完了した日

※この補助金(交付金)においては、完了届の提出は必要ありません。

5. 実績報告書提出 (完了・廃止・中止から15日以内)

○実績報告は、「とっとり電子申請サービス」により送信、もしくは下記提出先にメール送信、郵送又は持参してください。

◎補助金の支払い

※実績報告書を受理してから実地に出向いて書類等を検査の上、補助金額を確定の後、別に通知する日までに支払い(振り込み)することとしています。

資料提出、問い合わせ先

農林水産部畜産振興局家畜防疫課

鳥取県鳥取市東町一丁目220番地

0857 - 26 - 7287 kachiku-boueki@pref.tottori.lg.jp